



子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんで、若い世代の女性のガンの中で多くを占めるがんです。子宮頸がん（HPV）予防ワクチン接種は、子宮頸がんを起こしやすいタイプのウイルスへの感染を予防する効果があり、若い女性への接種が推奨されています。

同ワクチン接種は、平成25年6月から積極的な接種勧奨を差し控えていましたが、安全性について特段の懸念が認められないこと、また、接種による有用性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、令和4年4月から積極的勧奨を再開することになりました。

●定期的な接種
対象者には個別に予防票等を郵送します。

●子宮頸がんワクチン

●対象者
小学6年生～中学3年生、および高校1年生相当の女子

●接種費用 無料

●接種期間
高校1年生（相当）になる年度の3月31日まで
※平成18年度生まれの方は2年間、平成19年度生まれの方は1年間無料接種期間が延長されます。

●後追い（キャッチアップ）接種
積極的な接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方

●対象者
平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれまでの女性で、子宮頸がん予防ワクチン接種（全3回）が完了していない方

●接種費用 無料

●接種期間
令和7年3月31日まで（無料接種できる期間）

一風しんワクチン

風しんは妊娠初期に感染すると生まれてくる赤ちゃんが、白内障、心疾患、難聴などの障害を持つ可能性があります。妊娠を希望される方は、生まれてくる赤ちゃんを守るためにもワクチン接種をお勧めします。また、周囲の方も風しんが流行しないように抗体検査を受けて、抗体が十分でない場合は、予防接種を受けましょう。

●昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方には：
風しん抗体検査及び予防接種事業

【実施の流れ】
①昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方に対して、クーポン券を送付し、クーポン券を持参し、風しん抗体検査を受検
②抗体検査の結果、十分な量の抗体がない場合、風しん予防接種を実施
※令和4年3月にお送りしたクーポン券を使用して、医療機関または健康診断の際に抗体検査を受けてください。クーポン券には使用期限があります。ご注意ください。

●妊娠を希望する女性及び妊婦の夫には：
風しんワクチン接種 緊急助成事業

【実施の流れ】
①19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性または妊婦の夫で、風しんワクチン接種を希望される方は、接種前に役場窓口まで必要書類を取りにきてください。
②医療機関で、ワクチン接種後料金を支払い、接種済証と領収書を受け取る。
③役場窓口で、必要書類とともに接種に要した費用の助成（上限10,000円）を申請する。
※助成期間は、令和5年3月31日までです。
妊婦は、接種を受けることができますので、接種前に妊娠していないか必ず確認してください。また、接種後2ヶ月は避妊してください。



国民健康保険から社会保険に変更になったときは

健康推進課国保年金係(7番窓口) ☎65-3008

国民健康保険の方が社会保険に加入されたときは役場で手続きが必要です。

職場等で社会保険に加入した場合、保険は自動で切り替わりません。

◆国民健康保険脱退手続きに必要なもの

- ・社会保険に加入された方全員分の社会保険証（コピーでも可）
 - ・社会保険に加入された方全員分の国民健康保険被保険者証
- ※ご家族等、代理での手続きも可能です。

◆社会保険加入後の医療機関受診について

社会保険に加入された日以降、社会保険の保険証が届くまでの間に国保の保険者証で医療機関を受診された場合、国保資格喪失後の受診となりますので湯浅町で負担した7割（または8割）分の医療費を請求させていただきます。

※医療費を湯浅町に返還していただいたのち、ご自身で社会保険へ請求することができます。

◆国民健康保険税について

国民健康保険脱退の手続きが遅くなると保険税が課税されたままとなります。お手続き後、社会保険加入月に応じて減額させていただきます。

令和4年度から児童手当の制度が一部変更になります

健康推進課保健子ども係(9番窓口) ☎65-3008

●現況届の提出は原則不要となりました

令和4年度から、児童手当受給者の所得状況を帳簿等で確認することにより、現況届の提出は原則不要となります。

ただし、右の①～⑤に該当される方は、引き続き現況届の提出が必要となりますので、湯浅町から通知します。提出がない場合は、手当を受給することができなくなりますので、必ず提出してください。

- ① 離婚協中で配偶者と別居している受給者
- ② 配偶者からの暴力等により、住民票を湯浅町以外の市町村に置いたまま、湯浅町から児童手当を受給している受給者
- ③ 支給要件児童の戸籍や住民票がない受給者
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者
- ⑤ その他、湯浅町から提出の通知のあった受給者

●所得額が基準額を超える世帯は、特例給付が受けられなくなります

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している方の所得が所得上限を超える場合は、児童手当は支給されません。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
扶養親族等の数(カッコ内は例)				
0人(前年度末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人(児童1人の場合等)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円